

信用事業業務検定試験

# 試験問題と解説

# 年金基礎



系統信用事業の人材育成機関





信用事業業務検定試験  
試験問題と解説

# 年金基礎



## 本書の利用にあたって

1. 本書には、平成29年2月4日実施の第40回信用事業業務検  
定試験「年金基礎」に出題した試験問題がすべて収録され  
ています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ  
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない  
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお  
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・  
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
農林中金アカデミー通信検定部  
TEL 03-3217-3071  
(ダイヤルイン)

# 「試験問題編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

## 年金基礎

各問の(1)～(3)の中から1つ選んでください。

[問1] 公的年金制度の沿革について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金は昭和17年6月にスタートした。そのときの名称を「労働者年金保険」といい、加入できた人(適用者)は現業男子や坑内員だった。昭和19年10月から適用範囲を広げて事務職男子と女子も加入できることになった。同時に年金の名称を「厚生年金保険」に改称した。
- (2) 昭和36年4月に国民年金の制度が創設された。同時に異なる年金制度の期間を通算して受給資格を満たすことのできる「通算制度」もスタートした。これにより年金がもらいやすくなった。
- (3) 平成15年4月に農協や漁協の職員が加入する「農林漁業団体職員共済年金(略称農林年金)」は厚生年金に統合された。なお、共済時代の独自給付として職域加算があったが、統合後は特例年金に改称した。この特例年金は農林年金から支給される。

[問2] 公的年金には「旧年金」と「新年金」がある。旧年金と新年金とでは年金の名称やしくみが異なる。この旧・新年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 旧年金は昭和61年3月以前に受給権が発生した人に支給される。
- (2) 旧国民年金(老齢年金)を受給している人に、厚生年金の加入期間が11ヶ月判明した。この厚生年金は受給できる。
- (3) 旧厚生年金の老齢年金や通算老齢年金を受給していた人が最近亡くなると、新年金から遺族厚生年金が支給される。

[問3] 年金は原則として25年加入した人に支給される。25年の中にはカラ期間を含めてもよいことになっている。このカラ期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「カラ期間」は受給資格を判断するときに期間計算に入れるが、国民年金の保険料を納付していないので全額免除期間と同様に、保険料を納付した人の2分の1の老齢基礎年金額になる。
- (2) サラリーマンの妻(専業主婦)が国民年金に任意加入した期間中に保険料を滞納した期間はカラ期間になる。
- (3) 学生(20歳以上)が国民年金に任意加入できるのに任意加入しなかった期間はカラ期間になる。

[問4] 国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 専業農家の深沢さん夫婦の20歳以上65歳未満の間は第1号被保険者である。
- (2) 60歳で再就職(厚生年金加入)した田中さんは第2号被保険者である。
- (3) 第3号被保険者になっている妻の年収が130万円以上である場合には、第1号被保険者になる。

[問5] 国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 20歳以上の学生は平成3年4月から、国民年金の第1号被保険者である。
- (2) サラリーマンの妻(専業主婦)は昭和61年4月から、国民年金の第3号被保険者である。
- (3) 在職老齢年金を受給している人が65歳以降も在職(厚生年金加入)した場合は、国民年金の第2号被保険者である。

[問6] 国民年金の保険料や年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

なお、免除は平成21年4月以降の期間とする。

- (1) 平成28年度の定額保険料は月額16,260円である。定額保険料を1ヶ月納付した老齢基礎年金額は年額1,625円である。
- (2) 付加保険料は月額400円である。付加保険料を1ヶ月納付した付加年金額は年額200円である。
- (3) 保険料を半額免除された期間から算出される老齢基礎年金は、保険料を全額納付した人の2分の1に相当する額である。

[問7] 60歳以上65歳未満の間、国民年金に任意加入できる人を1人選びなさい。

- (1) 学生のときに任意加入しなかった自営業者。
- (2) 国民年金保険料の未納期間がある農協職員(厚生年金加入者)。
- (3) 老齢基礎年金を繰上げて受給している農業従事者。

[問8] 国民年金の付加保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 付加保険料を納付できる人は第1号被保険者と65歳未満の任意加入者である。
- (2) 国民年金の保険料免除期間に希望すれば付加保険料を納付することができる。
- (3) 国民年金基金の加入者は付加保険料を納付することはできない。

[問 9] 国民年金保険料の追納制度と後納制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保険料免除期間がある人は10年前までの免除期間に限り、保険料を追納することができる。
- (2) 保険料未納期間がある人は10年前までの未納期間に限り、保険料を後納することができる。
- (3) 学生の納付特例期間や若年者の保険料猶予期間がある人は10年前までの期間に限り、保険料を追納することができる。

[問 10] 65歳から満額の老齢基礎年金(780,100円)が支給される人を1人選びなさい。

- (1) 22歳から共済年金に加入して62歳で退職した市役所職員。
- (2) 厚生年金に18歳から5年加入し、59歳になるまで国民年金に加入した農業従事者。
- (3) 25歳から厚生年金に加入、60歳から65歳になるまで国民年金に任意加入した自営業者。

[問 11] 妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される場合の条件について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 妻が昭和31年4月1日以前生まれである場合に加算される。
- (2) 夫が加入した被用者年金(厚生年金や共済年金)が20年以上ある場合(複数の被用者年金を合算した期間が20年以上ある場合を含む)に、65歳の妻に振替加算が加算される。
- (3) 妻が加入した被用者年金の加入が20年以上ある場合(複数の被用者年金を合算した期間が20年以上ある場合を含む)は、振替加算は支給されない。

[問 12] 老齢基礎年金は65歳から支給されるが、65歳前に繰上げて受給することもできる。この繰上げ支給について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 60歳から繰上げ請求すると、老齢基礎年金は30%減額(70%支給)される。また、振替加算は繰上げの対象にならず、65歳から老齢基礎年金に加算される。
- (2) 繰上げて受給すると減額されるが、65歳になると老齢基礎年金は引き上げられ100%支給になる。
- (3) 繰上げ請求すると、以後に障害になっても障害基礎年金を請求することはできない。

[問 13] 老齡基礎年金は 65 歳から支給されるが、繰下げて受給することもできる。この繰下げ支給について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 70 歳の時に繰下げ請求すると、老齡基礎年金は  $42\% (= 60 \text{ヶ月} \times 0.7\%)$  の増加になる。
- (2) 70 歳の時に繰下げ請求すると、振替加算も  $42\% (= 60 \text{ヶ月} \times 0.7\%)$  の増加になる。
- (3) 71 歳のときに繰下げ請求すると、老齡基礎年金は  $50.4\% (= 72 \text{ヶ月} \times 0.7\%)$  の増加になる。

[問 14] 厚生年金の保険料について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料は標準報酬月額や標準賞与に保険料率を乗じた額である。当月の保険料は翌月末までに納付しなければならない。
- (2) 標準報酬月額は原則として毎年 4 月、5 月、6 月に受けた報酬の平均値から決定され、その年の 7 月から翌年の 6 月までの期間の標準報酬月額とする。したがって、7 月の厚生年金保険料が変わる場合がある。
- (3) 厚生年金の保険料負担は労使折半だから、保険料の 2 分の 1 は本人負担(給料から天引き)になる。

[問 15] 昭和 32 年 2 月生まれの A 子さんと B 夫さんと C 子さんの年金の支給開始年齢について、誤っているものを 1 つ選びなさい。ともに、加入期間は 1 年以上あるものとする。

- (1) A 子さんが加入した厚生年金は「62 歳」から支給される。
- (2) B 夫さんが加入した厚生年金は「62 歳」から支給される。
- (3) C 子さんが加入した共済年金は「62 歳」から支給される。

[問 16] 厚生年金や共済年金の支給が 65 歳になる人について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の女子は昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの人から 65 歳支給になる。
- (2) 厚生年金の男子は昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの人から 65 歳支給になる。
- (3) 共済年金の女子は昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの人から 65 歳支給になる。

[問 17] 特別支給の老齢厚生年金の年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 報酬比例部分は平成15年3月以前と4月以降の加入期間がある場合は、それぞれ期間別に計算して合算した額になる。
- (2) 報酬比例部分と定額部分の算出式には「従前額保障」と「本来水準」とがあり、計算した結果、有利な方の年金が支給される。
- (3) 定額部分は期間比例の年金で、加入期間の長短に応じて支給額が決まる。ただし、40年以上の期間については40年(480月)加入したものとして計算する。

[問 18] 厚生年金加入者の65歳からの年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 差額加算(経過的加算)は、定額部分の年金額から老齢基礎年金額を差し引いた額である。なお、老齢基礎年金は厚生年金に加入した20歳以上60歳未満の期間から算出した額である。
- (2) 老齢基礎年金は定額部分相当額から算出された差額加算を加算した額である。
- (3) 配偶者加給は加給年金に特別加算を合算した額である。

[問 19] 明夫さんの報酬比例部分は62歳から支給されます。60歳時に繰上げて請求した場合について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、明夫さんは60歳で退職します。

- (1) 報酬比例部分は12%(=24ヶ月×0.5%)の減額支給になる(支給は88%)。
- (2) 老齢基礎年金も60歳支給になり、30%(=60ヶ月×0.5%)の減額支給になる(支給は70%)。
- (3) 差額加算と配偶者加給は65歳から支給される。

[問 20] 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金基金は日本年金機構から支給する報酬比例部分の一部を代行して支給する。
- (2) 平成26年3月以前に解散した基金や短期加入者(原則として10年未満の加入)の基金年金は「企業年金連合会」から支給される。
- (3) 平成26年4月以降に解散した基金や短期加入者の基金年金は「日本年金機構」から支給される。

[問 21] 在職老齢年金の用語について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 基本月額(基本年金月額)とは、報酬比例部分と定額部分の年金月額である。定額部分が支給されない人は、報酬比例部分のみが基本月額になる。
- (2) 基準額とは、在職停止額を計算するときに用いる額で、年齢に関係なく一律「47万円」である。基本月額と総報酬月額相当額の合計が基準額を超える場合は在職老齢年金の支給停止が発生する。
- (3) 総報酬月額相当額とは、当月の標準報酬月額と当月以前1年間に支給された標準賞与額を12で除した額(月額)とを合算した額である。

[問 22] 基本月額(報酬比例部分)が8万円の人の在職老齢年金(65歳前)の支給額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が20万円の場合は、在職老齢年金(月額)は8万円である。
- (2) 総報酬月額相当額が22万円の場合は、在職老齢年金(月額)は7万円である。
- (3) 総報酬月額相当額が40万円の場合は、在職老齢年金(月額)は5万円である。

[問 23] 基本月額(報酬比例部分)が8万円の人の在職老齢年金(65歳以後)の支給額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が30万円の人の在職老齢年金(月額)は8万円である。
- (2) 総報酬月額相当額が42万円の人の在職老齢年金(月額)は6.5万円である。
- (3) 総報酬月額相当額が62万円の人の在職老齢年金(月額)は1万円である。

[問 24] 太郎さんに62歳から支給される年金(月額)の内訳は、日本年金機構から支給される報酬比例部分は6万円、厚生年金基金から支給される「代行部分」は4万円である。在職したときの在職老齢年金について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、太郎さんの加入した基金は国と同様に在職老齢年金のしくみが適用される。

- (1) 総報酬月額相当額が16万円のときの在職老齢年金は、報酬比例部分と基金年金は全額支給される。
- (2) 総報酬月額相当額が32万円のときの在職停止額は7万円になる。報酬比例部分は全額支給停止、基金年金から3万円が支給される。
- (3) 総報酬月額相当額が36万円のときの在職停止額は9万円になる。基金年金は全額支給停止になり、報酬比例部分から1万円支給される。

[問 25] 60 歳以上 65 歳未満の在職者に雇用保険から「高年齢雇用継続給付」が支給される場合がある。この高年齢雇用継続給付について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 高年齢雇用継続給付は雇用保険に 5 年以上加入し、60 歳以降の賃金が 60 歳到達時の賃金に比べて 75% 未満になった在職者に支給される。
- (2) 60 歳以降の賃金が 60 歳到達時の賃金に比べて 61% 未満になると、高年齢雇用継続給付の支給率は 15% である。
- (3) 高年齢雇用継続給付を受給すると、在職老齢年金は全額支給停止になる。

[問 26] 退職者に雇用保険から「基本手当」や「高年齢求職者給付金」が支給される場合がある。雇用保険と年金の調整について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 基本手当を受給すると、遺族年金や障害年金は全額支給停止になる。
- (2) 基本手当を受給すると、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止になる。
- (3) 65 歳以後に退職したときに、雇用保険から「高年齢求職者給付金」を受給できる場合がある。この給付金を受給しても老齢厚生年金は支給停止になることはない。

[問 27] 年金にかかる税金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 障害年金は非課税だが、遺族年金は課税対象になる。
- (2) 一定以上(65 歳未満は 108 万円以上、65 歳以上は 158 万円以上)の老齢年金の支給額が見込まれる場合は、老齢年金は課税対象になる。
- (3) 課税対象になる人が扶養親族等申告書を提出することにより各種控除を受けられるので、課税額が少額になったり課税されないこともある。

[問 28] 一郎さんの厚生年金は 63 歳から支給される。59 歳時に日本年金機構から届いた「ねんきん定期便」について、正しいものを 1 つ選びなさい。なお、一郎さんは 65 歳になるまで引き続き在職する予定である。

- (1) ねんきん定期便に記載されている老齢年金の見込み額は、63 歳になるまで在職したときの年金額である。
- (2) 自衛隊に在職した期間があるので、国家公務員共済期間の年金額が記載されている。
- (3) 一郎さんは厚生年金基金にも加入していたので、基金年金額が記載されている。

[問 29] 「特別支給の老齢厚生年金」は 65 歳になると受給権が消滅する。そのため改めて年金の請求をすることになる。65 歳時の年金請求書(ハガキ形式)は日本年金機構から本人に届く。この年金請求の注意事項について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 65 歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄になにもチェックをしないで日本年金機構に返送する。
- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げて受給」を希望する人は、繰下げ希望欄の両年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。
- (3) 老齢厚生年金または老齢基礎年金のどちらかの年金を「繰下げて受給」を希望する人は、繰下げ希望欄に繰下げる年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。

[問 30] 遺族基礎年金の支給について、正しいものを 1 つ選びなさい。なお、子とは 18 歳になる年度末までの子、または身障児(障害 1・2 級に該当)は 20 歳未満の子である。

- (1) 遺族基礎年金は子がない場合には支給されない。
- (2) 遺族基礎年金は父子家庭には支給されない。
- (3) 厚生年金に加入していた夫が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されることはない。

[問 31] 遺族基礎年金の年金額について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 遺族が母子家庭の場合には、遺族基礎年金は年額で 1,004,600 円(=基本額 780,100 円+子の加算額 224,500 円)が支給される。
- (2) 遺族が母子家庭で子が高校を卒業すると、遺族基礎年金は年額で 780,100 円が支給される。
- (3) 遺族が子 2 人の場合には、遺族基礎年金は年額で 1,004,600 円(=基本額 780,100 円+子の加算額 224,500 円)が支給される。長男が高校を卒業すると遺族基礎年金は 780,100 円が支給される。

[問 32] 国民年金(第 1 号被保険者)の夫が死亡したとき、母子家庭に対する遺族給付について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金が支給されたので、死亡一時金の請求はできない。
- (2) 死亡一時金を受給したので、妻が 60 歳になっても寡婦年金は支給されない。
- (3) 遺族基礎年金を受給したことがあるので、妻が 60 歳になっても寡婦年金は支給されない。

[問 33] 遺族厚生年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金の受給資格を満たしている人が死亡したとき、あるいは老齢厚生年金の受給者が死亡したときは支給される。
- (2) 中高齢寡婦加算は妻が65歳になると経過的寡婦加算に変わるが、昭和41年4月2日以降に生まれた妻には支給されることはない。
- (3) 遺族基礎年金が支給されている間は、中高齢寡婦加算は支給停止になる。

[問 34] 65歳未満の妻に支給される遺族厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 亡夫は就職して5年目に死亡した(厚生年金加入中の死亡)。遺族厚生年金は25年加入したものとして計算した額である。
- (2) 遺族厚生年金の額は120万円、妻自身の特別支給の老齢厚生年金は70万円である。この場合は、遺族厚生年金は50万円(=遺族厚生年金120万円-特別支給の老齢厚生年金70万円)と特別支給の老齢厚生年金は70万円が支給される。
- (3) 亡夫は厚生年金に10年、国民年金に35年加入していた。遺族厚生年金に中高齢寡婦加算は加算されない。

[問 35] 65歳になる正子さんには「遺族厚生年金90万円」と「老齢厚生年金40万円」の受給権が発生する。遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整について、正しいものを1つ選びなさい。なお、別途、老齢基礎年金70万円が支給される。

- (1) 老齢厚生年金と遺族厚生年金の年金額を比較すると、遺族厚生年金の額が多いので遺族厚生年金の90万円が支給される。
- (2) 老齢厚生年金が優先支給されるので、老齢厚生年金40万円と遺族厚生年金50万円(=遺族厚生年金90万円-老齢厚生年金40万円)の合算額90万円が支給される。
- (3) 遺族厚生年金の60万円(=90万円 $\times$ 2/3)と老齢厚生年金の20万円(=40万円 $\times$ 1/2)の合算額80万円が支給される。なお、老齢厚生年金が優先支給されるので、実際の支給内容は老齢厚生年金40万円と遺族厚生年金40万円になる。

[問 36] 亡夫は旧年金の厚生年金の「老齢年金」を受給していた。妻は大正14年生まれで、旧年金の国民年金「老齢年金」と、旧年金の厚生年金「通算老齢年金」を受給していた。妻に遺族厚生年金が支給されると、妻の国民年金は全額支給されるが、旧厚生年金の「通算老齢年金」の支給について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 通算老齢年金は「2分の1」の額が支給停止になる。
- (2) 通算老齢年金の「全額」が支給停止になる。
- (3) 通算老齢年金のうち、「定額部分」の年金だけが支給停止になる。

[問 37] 65歳から障害基礎年金と併給できる年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金と併給できるが、老齢基礎年金の2分の1が支給停止になる。
- (2) 老齢厚生年金と併給できるが、老齢厚生年金に加算される「子の加算額」は支給停止になる。
- (3) 遺族厚生年金と併給できるが、遺族厚生年金に加算される「経過的寡婦加算」は支給停止になる。

[問 38] 田中さんは初診日に厚生年金に加入していた。障害年金の請求をすると障害等級は「2級」と認定された。田中さんに支給される障害年金について、誤っているものを1つ選びなさい。田中さんには50歳の妻と25歳の子がいる。

- (1) 障害厚生年金と障害基礎年金が支給される。
- (2) 障害基礎年金には子の加算額が加算される。
- (3) 障害厚生年金には配偶者に対する加給年金が加算される。

[問 39] 前問の田中さんの病状が軽快して、「3級」の障害等級に改定された場合について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金は支給されなくなった。
- (2) 障害厚生年金の配偶者に対する加給年金が加算されなくなった。
- (3) 障害厚生年金は最低保障額の「780,100円」が支給されることになった。

[問 40] 前問の田中さんの病状が悪化して、「1級」の障害等級に改定された場合について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金の年金額は2級の額の1.25倍の増額になった。
- (2) 障害基礎年金の年金額は2級の額の1.25倍の増額になった。
- (3) 障害厚生年金の配偶者に対する加給年金は1.25倍の増額になった。

[問 41] 特別障害給付金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 特別障害給付金は国民年金に任意加入しなかった期間に、障害になっても障害基礎年金は支給されなかった、その救済措置として新たに創設された給付金である。
- (2) 特別障害給付金には障害の程度により1級、2級があり支給額は障害基礎年金と同額である。
- (3) 本人の所得により、給付制限があり(20歳前の障害基礎年金と同じくみが準用される)、請求窓口は市区町村役場である。

[問 42] 被用者年金(厚生年金や共済年金)の一元化施行後(平成 27 年 10 月以後)について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 一元化施行以後の退職共済年金の支給は日本年金機構から支給される。
- (2) 一元化施行前に退職共済年金に加算されていた「職域加算」は廃止され、一元化後に支給されることはない。その代わりに「年金払い退職給付」が支給される。
- (3) 一元化施行以後に共済年金の組合員(加入者)の名称は、第 2 号厚生年金被保険者(国共の組合員)、第 3 号厚生年金被保険者(地共の組合員)、第 4 号厚生年金被保険者(私学共済の加入者)と改称された。なお、会社員は第 1 号厚生年金被保険者となる。

[問 43] 被用者年金の保険料率について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料率は平成 29 年 9 月から「18.3%」に引き上げ、以後はこの率に固定することになっている。
- (2) 公務員共済年金の保険料率は、平成 29 年 9 月から「18.3%」になる。
- (3) 私学共済年金の保険料率は平成 39 年 4 月から「18.3%」になる。

[問 44] 一元化以後は異なる被用者年金の加入期間を通算して受給権が発生する年金がある。この通算される年金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 共済年金 19 年と厚生年金 25 年の加入期間がある人は、44 年加入の「長期加入者の特例」に該当するので、報酬比例部分と同時に定額部分の年金も支給される。
- (2) 厚生年金の加入が 1 年未満であっても、65 歳前に共済年金の受給権が発生したときに、1 年未満の厚生年金は支給されることになった。
- (3) 共済年金が 15 年と厚生年金が 5 年ある人には、配偶者加給(加給年金)の受給権が発生する。

[問 45] 一元化以後の年金の受給権が発生する場合の年金の端数処理について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 年金額(年額)の 50 銭未満は切り捨て、50 銭以上 1 円未満は切り上げることになった。例えば、国民年金の保険料を 35 年納付した人の 65 歳時の老齢基礎年金は 682,588 円(780,100 円×35 年/40 年=682,587.5 円)とする。
- (2) 満額の老齢基礎年金や加給年金、中高齢寡婦加算、障害年金 3 級の最低保障額は、法定された額であり、端数処理の適用はない。
- (3) 支払い額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。切り捨てた端数が支給されることはない。

[問 46] 一元化以後に死亡した場合の遺族年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金の夫が死亡したとき、遺族は子のいない妻と母親であった。妻が再婚すると同居していた母親に遺族共済年金が支給される。これを受給権の転給という。厚生年金の夫が死亡したときも、転給のしくみが適用されることになった。
- (2) 共済年金加入中に夫が死亡したとき、遺族年金の支給にあたっては一定期間の保険料を納付していることが必要となった。
- (3) 共済年金に20年と厚生年金に15年加入していた夫が死亡したとき、遺族年金はそれぞれの実施機関から支給される。ただし、中高齢寡婦加算(または、経過の寡婦加算)の支給については、加入期間の長い共済年金から支給される。

[問 47] 一元化以後に障害になった場合の障害年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金加入中に障害になったとき、障害年金の支給にあたっては一定期間の保険料を納付していること必要となった。
- (2) 一元化前に共済年金の加入期間が1年以上あるので、一元化以後に初診日がある障害共済年金には職域加算が加算される。
- (3) 「事後重症の障害年金」を請求した。この障害年金は初診日に加入していた年金制度(実施機関)から支給される。

[問 48] 一元化以後の65歳未満の在職老齢年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金から厚生年金に転職した人の共済年金の在職支給停止額は、基準額「47万円」を使用して計算する。
- (2) 厚生年金から共済年金に転職した人の厚生年金は在職老齢年金のしくみが適用されることになり、在職支給停止額の計算に使用する基準額は「28万円」である。
- (3) 一元化前に被用者年金の受給権がある人が引き続いて在職している場合は、改正に伴い大幅な在職停止額が発生するケースがあるために、既得権を尊重し激減緩和(激変緩和)措置が設けられている。

[問 49] 複数の被用者年金制度に加入していた人の一元化以後の年金請求手続き先について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢年金の年金請求窓口は、年金事務所でも共済組合(実施機関)でも受け付けることができる。
- (2) 障害年金の請求は初診日に加入していた年金制度を担当する実施機関に請求する。
- (3) 遺族年金の請求は、死亡した当時に属していた共済年金の実施機関に限り、請求することができる。

[問 50] 夫が退職したことにより、妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更になった。しかし、変更の手続きを怠り6年間は第3号被保険者のままであった。このケースについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 種別変更の手続きが2年以上遅れているため、2年より前の期間については「特定期間該当届」を提出することにより、「カラ期間」になる。
- (2) 60歳以上の方は「50歳以上60歳未満の期間」、60歳未満の方では「過去10年以内の期間」に限り国民年金の保険料を納付することができる(特例追納)。ただし、納付期限は平成30年3月までである。
- (3) 特例追納をしなかった場合は、平成30年4月から老齢基礎年金が減額されるが、受給していた額の80%は保障される。

# 「試験問題解説編」



平成29年2月4日実施

《第40回》

# 目 次

## 国民年金・厚生年金・共済年金

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 問1  | 公的年金制度の歴史                  | 18 |
| 問2  | 旧年金と新年金                    | 18 |
| 問3  | 年金の受給資格                    | 19 |
| 問4  | 国民年金の被保険者の種別（1）            | 19 |
| 問5  | 国民年金の被保険者の種別（2）            | 19 |
| 問6  | 国民年金の保険料・年金額               | 20 |
| 問7  | 国民年金の任意加入者                 | 20 |
| 問8  | 国民年金の付加保険料                 | 20 |
| 問9  | 国民年金保険料の追納制度と後納制度          | 20 |
| 問10 | 老齢基礎年金の満額支給対象者             | 21 |
| 問11 | 振替加算                       | 21 |
| 問12 | 老齢基礎年金の繰上げ支給               | 22 |
| 問13 | 老齢基礎年金の繰下げ支給               | 22 |
| 問14 | 厚生年金保険料                    | 22 |
| 問15 | 厚生年金・共済年金の支給開始年齢           | 23 |
| 問16 | 性別・生年月日による厚生年金・共済年金の支給開始年齢 | 23 |
| 問17 | 特別支給の老齢厚生年金の年金額            | 23 |
| 問18 | 厚生年金の差額加算（経過的加算）           | 23 |
| 問19 | 厚生年金の繰上げ請求                 | 24 |
| 問20 | 厚生年金基金                     | 24 |

## 在職中の年金と雇用保険，税金，手続き

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 問21 | 在職老齢年金の用語             | 24 |
| 問22 | 65歳前の在職老齢年金の支給額       | 25 |
| 問23 | 65歳以後の在職老齢年金の支給額      | 25 |
| 問24 | 厚生年金基金に加入している人の在職老齢年金 | 26 |
| 問25 | 高年齢雇用継続給付             | 26 |
| 問26 | 雇用保険と年金の調整            | 26 |
| 問27 | 年金と税金                 | 27 |
| 問28 | ねんきん定期便               | 27 |
| 問29 | 年金請求の注意事項             | 27 |

## 遺族年金

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 問30 | 遺族基礎年金を受給できる遺族      | 28 |
| 問31 | 遺族基礎年金の支給額          | 28 |
| 問32 | 国民年金独自の遺族給付         | 28 |
| 問33 | 遺族厚生年金のしくみ          | 29 |
| 問34 | 65歳未満の妻に支給される遺族厚生年金 | 29 |
| 問35 | 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整  | 29 |
| 問36 | 旧厚生年金の「通算老齢年金」の支給額  | 30 |

## 障害年金

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 問37 | 障害基礎年金と併給できる年金     | 30 |
| 問38 | 障害年金の支給概要          | 31 |
| 問39 | 障害等級の改定と障害年金の支給（1） | 31 |
| 問40 | 障害等級の改定と障害年金の支給（2） | 31 |
| 問41 | 特別障害給付金            | 32 |

## 被用者年金の一元化・その他の年金改正

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 問42 | 被用者年金の一元化以後のしくみ  | 32 |
| 問43 | 被用者年金の保険料率       | 32 |
| 問44 | 異なる被用者年金の加入期間の通算 | 33 |
| 問45 | 年金額の端数処理         | 33 |
| 問46 | 一元化以後の遺族年金       | 33 |
| 問47 | 一元化以後の障害年金       | 34 |
| 問48 | 一元化以後の在職老齢年金     | 34 |
| 問49 | 一元化以後の年金請求手続き先   | 34 |
| 問50 | その他の年金改正         | 35 |

# 正解と解説

## 年金基礎

各問の(1)~(3)の中から正しいものを1つ選んでください。

### ● 国民年金・厚生年金・共済年金

#### 公的年金制度の歴史

問 1 公的年金制度の沿革について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金は昭和17年6月にスタートした。そのときの名称を「労働者年金保険」といい、加入できた人（適用者）は現業男子や坑内員だった。昭和19年10月から適用範囲を広げて事務職男子と女子も加入できることになった。同時に年金の名称を「厚生年金保険」に改称した。
- (2) 昭和36年4月に国民年金の制度が創設された。同時に異なる年金制度の期間を通算して受給資格を満たすことのできる「通算制度」もスタートした。これにより年金がもらいやすくなった。
- (3) 平成15年4月に農協や漁協の職員が加入する「農林漁業団体職員共済年金（略称農林年金）」は厚生年金に統合された。なお、共済時代の独自給付として職域加算があったが、統合後は特例年金に改称した。この特例年金は農林年金から支給される。

正解率 73%

正解 (3)

|                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|-------------------------------------|--------------------------|

---▶解説

平成14年4月に農協や漁協の職員が加入する「農林年金」は厚生年金に統合された。共済年金時代の「職域加算」は「特例年金（その後、特例一時金として受け取ることもできるようになった）」として、統合後も農林年金から支給されることになった。

#### 旧年金と新年金

問 2 公的年金には「旧年金」と「新年金」がある。旧年金と新年金とでは年金の名称やしくみが異なる。この旧・新年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 旧年金は昭和61年3月以前に受給権が発生した人に支給される。
- (2) 旧国民年金（老齢年金）を受給している人に、厚生年金の加入期間が11ヶ月判明した。この厚生年金は受給できる。
- (3) 旧厚生年金の老齢年金や通算老齢年金を受給していた人が最近亡くなると、新年金から遺族厚生年金が支給される。

正解率 47%

正解 (2)

|                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|-------------------------------------|--------------------------|

---▶解説

旧年金（老齢年金）を受給している人に、1年未満の他の年金制度の期間が判明しても、判明した年金は支給されない

(受給権は発生しない)。受給している年金が新年金の場合は、判明した年金が1年未満であっても支給される。なお、旧年金受給者であっても、同一の年金制度の期間が判明した場合(旧厚生年金受給者に昔の厚生年金の1年未満の期間が判明した場合など)は受給権が発生したときまで、さかのぼって支給される。

## 年金の受給資格

**問 3** 年金は原則として25年加入した人に支給される。25年の中にはカラ期間を含めてもよいことになっている。このカラ期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「カラ期間」は受給資格を判断するときに期間計算に入れるが、国民年金の保険料を納付していないので全額免除期間と同様に、保険料を納付した人の2分1の老齢基礎年金額になる。
- (2) サラリーマンの妻(専業主婦)が国民年金に任意加入した期間中に保険料を滞納した期間はカラ期間になる。
- (3) 学生(20歳以上)が国民年金に任意加入できるのに任意加入しなかった期間はカラ期間になる。

正解率 57%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

---▶解説

「カラ期間」は受給資格を判断するときに期間計算に入れるが、老齢基礎年金の額にならない期間である。

## 国民年金の被保険者の種別(1)

**問 4** 国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 専業農家の深沢さん夫婦の20歳以上65歳未満の間は第1号被保険者である。
- (2) 60歳で再就職(厚生年金加入)した田中さんは第2号被保険者である。
- (3) 第3号被保険者になっている妻の年収が130万円以上である場合には、第1号被保険者になる。

正解率 54%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

---▶解説

専業農家の深沢さん夫婦の「20歳以上60歳未満」の間は第1号被保険者である。

## 国民年金の被保険者の種別(2)

**問 5** 国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 20歳以上の学生は平成3年4月から、国民年金の第1号被保険者である。
- (2) サラリーマンの妻(専業主婦)は昭和61年4月から、国民年金の第3号被保険者である。
- (3) 在職老齢年金を受給している人が65歳以降も在職(厚生年金加入)した場合は、国民年金の第2号被保険者である。

正解率 65%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

---▶解説

老齢基礎年金を受給できる人(言い換えると、年金の受給権がある人)が65歳以後も在職(厚生年金加入)した場合

は、国民年金の第2号被保険者とはならない。このときに60歳未満の妻（専業主婦）がいる場合、妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更になるので、自ら国民年金の保険料を納付しなければならない。

## 国民年金の保険料・年金額

**問 6** 国民年金の保険料や年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、免除は平成21年4月以降の期間とする。

- (1) 平成28年度の定額保険料は月額16,260円である。定額保険料を1ヶ月納付した老齢基礎年金額は年額1,625円である。
- (2) 付加保険料は月額400円である。付加保険料を1ヶ月納付した付加年金額は年額200円である。
- (3) 保険料を半額免除された期間から算出される老齢基礎年金は、保険料を全額納付した人の2分の1に相当する額である。

正解率 51%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

→解説

- (1) 満額780,100円÷480月=1,625円
- (3) 保険料を半額免除された期間は国庫負担分もプラスされるので、保険料を全額納付した人の4分の3（=国庫負担分4/8+保険料納付分2/8）に相当する老齢基礎年金が支給される。

## 国民年金の任意加入者

**問 7** 60歳以上65歳未満の間、国民年金に任意加入できる人を1人選びなさい。

- (1) 学生のときに任意加入しなかった自営業者。

- (2) 国民年金保険料の未納期間がある農協職員（厚生年金加入者）。
- (3) 老齢基礎年金を繰上げて受給している農業従事者。

正解率 73%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

→解説

- (2) 厚生年金や共済年金加入者は任意加入することはできない。
- (3) 老齢基礎年金の繰上げ受給者は任意加入することはできない。

## 国民年金の付加保険料

**問 8** 国民年金の付加保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 付加保険料を納付できる人は第1号被保険者と65歳未満の任意加入者である。
- (2) 国民年金の保険料免除期間に希望すれば付加保険料を納付することができる。
- (3) 国民年金基金の加入者は付加保険料を納付することはできない。

正解率 62%

正解 (2)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

→解説

付加保険料は年金額を増額するために納付するものだから、国民年金保険料を免除されている期間は付加保険料を納付することはできない。

## 国民年金保険料の追納制度と後納制度

**問 9** 国民年金保険料の追納制度と後納制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 保険料免除期間がある人は10年前まで

の免除期間に限り、保険料を追納することができる。

(2) 保険料未納期間がある人は10年前までの未納期間に限り、保険料を後納することができる。

(3) 学生の納付特例期間や若年者の保険料猶予期間がある人は10年前までの期間に限り、保険料を追納することができる。

正解率 49%

正解 (2)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

後納の承認を受けた月前5年以内の未納期間に限り、保険料を後納することができる。ただし、納付できる期間は平成27年10月から平成30年9月までの間に限られる。なお、老齢基礎年金を受給している人は後納制度を利用することはできない。

### 老齢基礎年金の満額支給対象者

問 10 65歳から満額の老齢基礎年金(780,100円)が支給される人を1人選びなさい。

(1) 22歳から共済年金に加入して62歳で退職した市役所職員。

(2) 厚生年金に18歳から5年加入し、59歳になるまで国民年金に加入した農業従事者。

(3) 25歳から厚生年金に加入、60歳から65歳になるまで国民年金に任意加入した自営業者。

正解率 53%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

厚生年金や共済年金の加入期間のうち「20歳以上60未満」の期間は老齢基礎年

金の支給対象期間となる。

(1) 22歳から60歳になるまで加入した「38年分」の老齢基礎年金741,095円(=780,100円×38年/40年)が支給される。なお、60歳から62歳になるまでの期間は、共済年金から(経過的加算)が支給される。

(2) 20歳から59歳になるまで加入した「39年分」の老齢基礎年金760,598円(≒780,100円×39年/40年)が支給される。なお、18歳から20歳になるまでの期間は、厚生年金から差額加算(経過的加算)が支給される。

### 振 替 加 算

問 11 妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される場合の条件について、誤っているものを1つ選びなさい。

(1) 妻が昭和31年4月1日以前生まれである場合に加算される。

(2) 夫が加入した被用者年金(厚生年金や共済年金)が20年以上ある場合(複数の被用者年金を合算した期間が20年以上ある場合を含む)に、65歳の妻に振替加算が加算される。

(3) 妻が加入した被用者年金の加入が20年以上ある場合(複数の被用者年金を合算した期間が20年以上ある場合を含む)は、振替加算は支給されない。

正解率 41%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

振替加算は昭和41年4月1日以前生まれの妻に支給される。

## 老齡基礎年金の繰上げ支給)

問 12) 老齡基礎年金は65歳から支給されるが、65歳前に繰上げて受給することもできる。この繰上げ支給について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 60歳から繰上げ請求すると、老齡基礎年金は30%減額(70%支給)される。また、振替加算は繰上げの対象にならず、65歳から老齡基礎年金に加算される。
- (2) 繰上げて受給すると減額されるが、65歳になると老齡基礎年金は引き上げられ100%支給になる。
- (3) 繰上げ請求すると、以後に障害になっても障害基礎年金を請求することはできない。

正解率 92%

正解 (2)

▶解説

繰上げ額は65歳になっても引き上げられこるとはなく、一生減額された年金が支給される。

## 老齡基礎年金の繰下げ支給)

問 13) 老齡基礎年金は65歳から支給されるが、繰下げて受給することもできる。この繰下げ支給について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 70歳の時に繰下げ請求すると、老齡基礎年金は42% (=60ヶ月×0.7%) の増加になる。
- (2) 70歳の時に繰下げ請求すると、振替加算も42% (=60ヶ月×0.7%) の増加になる。
- (3) 71歳のときに繰下げ請求すると、老齡基礎年金は50.4% (=72ヶ月×0.7%) の増加になる。

正解率 83%

正解 (1)

▶解説

- (2) 70歳の時に繰下げ請求すると、翌月から老齡基礎年金と振替加算が支給されるが、振替加算は増加にならない。
- (3) 繰下げ支給には上限年齢が定められている。71歳のときに繰下げ請求しても、70歳時までさかのぼり42%増加された老齡基礎年金が支給される。

## 厚生年金保険料)

問 14) 厚生年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料は標準報酬月額や標準賞与に保険料率を乗じた額である。当月の保険料は翌月末までに納付しなければならない。
- (2) 標準報酬月額は原則として毎年4月、5月、6月に受けた報酬の平均値から決定され、その年の7月から翌年の6月までの期間の標準報酬月額とする。したがって、7月の厚生年金保険料が変わる場合がある。
- (3) 厚生年金の保険料負担は労使折半だから、保険料の2分の1は本人負担(給料から天引き)になる。

正解率 71%

正解 (2)

▶解説

標準報酬月額は原則として毎年4月、5月、6月に受けた報酬の平均値から決定され、その年の9月から翌年の8月までの期間の標準報酬月額とする。したがって、9月の厚生年金保険料が変わる場合がある。

## 厚生年金・共済年金の支給開始年齢

問 15 昭和32年2月生まれのAさんとB夫さんとC子さんの年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。ともに、加入期間は1年以上あるものとする。

- (1) Aさんが加入した厚生年金は「62歳」から支給される。
- (2) B夫さんが加入した厚生年金は「62歳」から支給される。
- (3) C子さんが加入した共済年金は「62歳」から支給される。

正解率 77%

正解 (1)

### ▶解説

厚生年金は性別と生年月日に応じて年金の支給開始年齢が異なる。一方、共済年金は男女の区別はなく生年月日によって支給開始年齢が決まる。共済年金の女子は、厚生年金の男子と同じ支給開始年齢である。したがって、昭和32年2月生まれの人の年金支給開始年齢は、厚生年金加入の男子と共済年金加入の男女の年金は62歳から、厚生年金に加入した女子は60歳からである。

## 性別・生年月日による厚生年金・共済年金の支給開始年齢

問 16 厚生年金や共済年金の支給が65歳になる人について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の女子は昭和41年4月2日以降生まれの人から65歳支給になる。
- (2) 厚生年金の男子は昭和36年4月2日以降生まれの人から65歳支給になる。
- (3) 共済年金の女子は昭和41年4月2日以降生まれの人から65歳支給になる。

正解率 64%

正解 (3)

### ▶解説

共済年金の女子は昭和36年4月2日以降生まれの人から65歳支給になる。

## 特別支給の老齢厚生年金の年金額

問 17 特別支給の老齢厚生年金の年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 報酬比例部分は平成15年3月以前と4月以降の加入期間がある場合は、それぞれ期間別に計算して合算した額になる。
- (2) 報酬比例部分と定額部分の算出式には「従前額保障」と「本来水準」とがあり、計算した結果、有利な方の年金が支給される。
- (3) 定額部分は期間比例の年金で、加入期間の長短に応じて支給額が決まる。ただし、40年以上の期間については40年(480月)加入したものとして計算する。

正解率 64%

正解 (2)

### ▶解説

定額部分の年金には「従前額保障」と「本来水準」の区分はなく、「1,626円×加入月数」で計算する。

## 厚生年金の差額加算(経過的加算)

問 18 厚生年金加入者の65歳からの年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 差額加算(経過的加算)は、定額部分の年金額から老齢基礎年金額を差し引いた額である。なお、老齢基礎年金は厚生年金に加入した20歳以上60歳未満の期間

から算出した額である。

- (2) 老齢基礎年金は定額部分相当額から算出された差額加算を加算した額である。
- (3) 配偶者加給は加給年金に特別加算を合算した額である。

正解率 47%

正解 (2)

▶解説

差額加算は報酬比例部分に加算され、老齢厚生年金として支給される。

## 厚生年金の繰上げ請求

問 19 明夫さんの報酬比例部分は62歳から支給されます。60歳時に繰上げて請求した場合について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、明夫さんは60歳で退職します。

- (1) 報酬比例部分は12% (=24ヶ月×0.5%)の減額支給になる(支給は88%)。
- (2) 老齢基礎年金も60歳支給になり、30%(=60ヶ月×0.5%)の減額支給になる(支給は70%)。
- (3) 差額加算と配偶者加給は65歳から支給される。

正解率 48%

正解 (3)

▶解説

差額加算は繰上げ対象になり、60歳から支給され30%(=60ヶ月×0.5%)の減額になる。ただし、減額分は報酬比例の年金額から差し引き、差額加算そのものは減額されない。また、配偶者加給は繰上げ対象にならず65歳から支給される。

## 厚生年金基金

問 20 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金基金は日本年金機構から支給する報酬比例部分の一部を代行して支給する。
- (2) 平成26年3月以前に解散した基金や短期加入者(原則として10年未満の加入)の基金年金は「企業年金連合会」から支給される。
- (3) 平成26年4月以降に解散した基金や短期加入者の基金年金は「日本年金機構」から支給される。

正解率 37%

正解 (3)

▶解説

平成26年4月以降に解散した基金の年金は「日本年金機構」から支給される。一方、短期加入者の基金は加入した基金から支給される。

## 在職中の年金と雇用保険、税金、手続き

### 在職老齢年金の用語

問 21 在職老齢年金の用語について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 基本月額(基本年金月額)とは、報酬比例部分と定額部分の年金月額である。定額部分が支給されない人は、報酬比例部分のみが基本月額になる。
- (2) 基準額とは、在職停止額を計算するとき用いる額で、年齢に関係なく一律「47万円」である。基本月額と総報酬月額相当額の合計が基準額を超える場合は在職老齢年金の支給停止が発生する。
- (3) 総報酬月額相当額とは、当月の標準報酬月額と当月以前1年間に支給された標

準賞与額を12で除した額（月額）とを合算した額である。

正解率 78%

正解 (2)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

在職支給停止額を計算するとき用いる基準額は65歳前は「28万円」、65歳以後は「47万円」である。

### 65歳前の在職老齢年金の支給額

問 22 基本月額（報酬比例部分）が8万円の人の在職老齢年金（65歳前）の支給額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が20万円の場合は、在職老齢年金（月額）は8万円である。
- (2) 総報酬月額相当額が22万円の場合は、在職老齢年金（月額）は7万円である。
- (3) 総報酬月額相当額が40万円の場合は、在職老齢年金（月額）は5万円である。

正解率 72%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

(1) 基本月額8万円と総報酬月額相当額20万円を合算すると28万円である。合算額が28万円以下の場合には在職老齢年金は全額支給される。

(2) 基本月額8万円と総報酬月額相当額22万円を合算すると30万円になる。28万円を超えた2万円の2分1が支給停止額になる。

これを式で表現すると、在職停止額  $\Rightarrow$  (基本月額8万円 + 総報酬月額相当額22万円 - 基準額28万円)  $\times$  1/2 = 1万円。したがって、在職老齢年金の

支給額は7万円（=年金月額8万円 - 停止額1万円）になる。

- (3) 停止額が基本月額と同額になる場合や停止額が基本月額を超える場合は、在職老齢年金は全額支給停止になる。

これを式で表現すると、在職停止額  $\Rightarrow$  (基本月額8万円 + 総報酬月額相当額40万円 - 基準額28万円)  $\times$  1/2 = 10万円。

### 65歳以後の在職老齢年金の支給額

問 23 基本月額（報酬比例部分）が8万円の人の在職老齢年金（65歳以後）の支給額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が30万円の人の在職老齢年金（月額）は8万円である。
- (2) 総報酬月額相当額が42万円の人の在職老齢年金（月額）は6.5万円である。
- (3) 総報酬月額相当額が62万円の人の在職老齢年金（月額）は1万円である。

正解率 62%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

(1) 基本月額8万円と総報酬月額相当額30万円を合算すると38万円である。合算額が47万円以下の場合には在職老齢年金は全額支給される。

(2) 基本月額8万円と総報酬月額相当額42万円を合算すると50万円である。47万円を超えた3万円の2分1が支給停止額になる。

これを式で表現すると、在職停止額  $\Rightarrow$  (基本月額8万円 + 総報酬月額相当額42万円 - 基準額47万円)  $\times$  1/2 = 1.5万円。したがって、在職老齢年金

の支給額6.5万円（＝年金月額8万円－停止額1.5万円）になる。

- (3) 停止額が基本月額と同額になる場合や停止額が基本月額を超える場合は、在職老齢年金は全額支給停止になる。

これを式で表現すると、在職停止額  
⇒（基本月額8万円＋総報酬月額62万円－基準額47万円）×1/2＝11.5万円。

### 厚生年金基金に加入している人の在職老齢年金

**問 24** 太郎さんに62歳から支給される年金（月額）の内訳は、日本年金機構から支給される報酬比例部分は6万円、厚生年金基金から支給される「代行部分」は4万円である。在職したときの在職老齢年金について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、太郎さんの加入した基金は国と同様に在職老齢年金のしくみが適用される。

- (1) 総報酬月額相当額が16万円のときの在職老齢年金は、報酬比例部分と基金年金は全額支給される。  
(2) 総報酬月額相当額が32万円のときの在職停止額は7万円になる。報酬比例部分は全額支給停止、基金年金から3万円が支給される。  
(3) 総報酬月額相当額が36万円のときの在職停止額は9万円になる。基金年金は全額支給停止になり、報酬比例部分から1万円支給される。

正解率 39%

正解 (3)

#### ▶解説

基金年金にも加入していた人に在職停止額が発生する場合は、基金年金を優先支給する。まず、報酬比例部分の6万円が全額支給停止になり、残りの停止額

3万円は基金年金4万円から差し引くので、基金年金の支給額は1万円になる。

### 高年齢雇用継続給付

**問 25** 60歳以上65歳未満の在職者に雇用保険から「高年齢雇用継続給付」が支給される場合がある。この高年齢雇用継続給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 高年齢雇用継続給付は雇用保険に5年以上加入し、60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満になった在職者に支給される。  
(2) 60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金に比べて61%未満になると、高年齢雇用継続給付の支給率は15%である。  
(3) 高年齢雇用継続給付を受給すると、在職老齢年金は全額支給停止になる。

正解率 42%

正解 (3)

#### ▶解説

「高年齢雇用継続給付」を受給すると在職老齢年金の一部が調整される。例えば、60歳到達時賃金の61%未満に低下すると、低下した標準報酬月額の6%が在職老齢年金から差し引かれる。賃金の低下が61%以上75%未満であるときは、低下した率により在職老齢年金の併給調整額は逡減される。

### 雇用保険と年金の調整

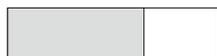
**問 26** 退職者に雇用保険から「基本手当」や「高年齢求職者給付金」が支給される場合がある。雇用保険と年金の調整について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 基本手当を受給すると、遺族年金や障害年金は全額支給停止になる。

- (2) 基本手当を受給すると、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止になる。
- (3) 65歳以後に退職したときに、雇用保険から「高年齢求職者給付金」を受給できる場合がある。この給付金を受給しても老齢厚生年金は支給停止になることはない。

正解率 65%

正解 (1)



▶ 解説

基本手当を受給しても、遺族年金や障害年金は全額支給される。

## 年金と税金

問 27 年金にかかる税金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害年金は非課税だが、遺族年金は課税対象になる。
- (2) 一定以上（65歳未満は108万円以上、65歳以上は158万円以上）の老齢年金の支給額が見込まれる場合は、老齢年金は課税対象になる。
- (3) 課税対象になる人が扶養親族等申告書を提出することにより各種控除を受けられるので、課税額が少額になったり課税されないこともある。

正解率 56%

正解 (1)



▶ 解説

老齢年金は所得税法により雑所得として課税対象になる。ただし、障害年金と遺族年金は非課税である。

## ねんきん定期便

問 28 一郎さんの厚生年金は63歳から支給される。59歳時に日本年金機構から届い

た「ねんきん定期便」について、正しいものを1つ選びなさい。なお、一郎さんは65歳になるまで引き続き在職する予定である。

- (1) ねんきん定期便に記載されている老齢年金の見込み額は、63歳になるまで在職したときの年金額である。
- (2) 自衛隊に在職した期間があるので、国家公務員共済期間の年金額が記載されている。
- (3) 一郎さんは厚生年金基金にも加入していたので、基金年金額が記載されている。

正解率 39%

正解 (2)



▶ 解説

- (1) ねんきん定期便に記載されている老齢年金の見込み額は、60歳になるまで在職したと仮定したときの年金額である。したがって、一郎さんの年金額には60歳からの3年分が含まれていない。
- (3) ねんきん定期便には基金年金額は記載されない。なお、配偶者加給や振替加算の記載もされない。

## 年金請求の注意事項

問 29 「特別支給の老齢厚生年金」は65歳になると受給権が消滅する。そのため改めて年金の請求をすることになる。65歳時の年金請求書（ハガキ形式）は日本年金機構から本人に届く。この年金請求の注意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給する人は、請求書の線下げ希望欄になにもチェックをしないで日本年金機構に返送する。
- (2) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金

を「繰下げて受給」を希望する人は、繰下げ希望欄の両年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。

- (3) 老齢厚生年金または老齢基礎年金のどちらかの年金を「繰下げて受給」を希望する人は、繰下げ希望欄に繰下げる年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。

正解率 63%

正解 (2)

### ▶解説

老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金の「繰下げて受給」を希望する人は、65歳時の請求書を日本年金機構に返送をしないこと。繰下げ請求をするときは「繰下げ請求書 様式第235号（年金事務所に備え付けている）」を年金事務所（または、街角の年金相談センター）に提出する。

## 遺族年金

### 遺族基礎年金を受給できる遺族

**問 30** 遺族基礎年金の支給について、正しいものを1つ選びなさい。なお、子とは18歳になる年度末までの子、または身障児（障害1・2級に該当）は20歳未満の子である。

- (1) 遺族基礎年金は子がない場合には支給されない。  
(2) 遺族基礎年金は父子家庭には支給されない。  
(3) 厚生年金に加入していた夫が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されることはない。

正解率 61%

正解 (1)

### ▶解説

(2) 遺族基礎年金は父子家庭であっても支給される。

- (3) 厚生年金に加入していた夫（妻）が死亡したときに、遺族が母子家庭（父子家庭）の場合は遺族基礎年金は支給される。厚生年金の加入者は同時に国民年金にも加入しているからである。

## 遺族基礎年金の支給額

**問 31** 遺族基礎年金の年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族が母子家庭の場合には、遺族基礎年金は年額で1,004,600円（＝基本額780,100円＋子の加算額224,500円）が支給される。  
(2) 遺族が母子家庭で子が高校を卒業すると、遺族基礎年金は年額で780,100円が支給される。  
(3) 遺族が子2人の場合には、遺族基礎年金は年額で1,004,600円（＝基本額780,100円＋子の加算額224,500円）が支給される。長男が高校を卒業すると遺族基礎年金は780,100円が支給される。

正解率 23%

正解 (2)

### ▶解説

遺族が母子家庭で子が高校を卒業すると、「子のいない妻」になるので遺族基礎年金は支給されない。

## 国民年金独自の遺族給付

**問 32** 国民年金（第1号被保険者）の夫が死亡したとき、母子家庭に対する遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金が支給されたので、死亡一時金の請求はできない。
- (2) 死亡一時金を受給したので、妻が60歳になっても寡婦年金は支給されない。
- (3) 遺族基礎年金を受給したことがあるので、妻が60歳になっても寡婦年金は支給されない。

正解率 50%

正解 (3)

▶解説

過去に遺族基礎年金を受給していても、妻が60歳になると寡婦年金は支給される。

## 遺族厚生年金のしくみ

問 33 遺族厚生年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金の受給資格を満たしている人が死亡したとき、あるいは老齢厚生年金の受給者が死亡したときは支給される。
- (2) 中高齢寡婦加算は妻が65歳になると経過の寡婦加算に変わるが、昭和41年4月2日以降に生まれた妻には支給されることはない。
- (3) 遺族基礎年金が支給されている間は、中高齢寡婦加算は支給停止になる。

正解率 40%

正解 (2)

▶解説

昭和31年4月2日以降に生まれた妻には支給されることはない。

## 65歳未満の妻に支給される遺族厚生年金

問 34 65歳未満の妻に支給される遺族厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 亡夫は就職して5年目に死亡した(厚生年金加入中の死亡)。遺族厚生年金は25年加入したものとして計算した額である。
- (2) 遺族厚生年金の額は120万円、妻自身の特別支給の老齢厚生年金は70万円である。この場合は、遺族厚生年金は50万円(=遺族厚生年金120万円-特別支給の老齢厚生年金70万円)と特別支給の老齢厚生年金は70万円が支給される。
- (3) 亡夫は厚生年金に10年、国民年金に35年加入していた。遺族厚生年金に中高齢寡婦加算は加算されない。

正解率 17%

正解 (2)

▶解説

65歳になるまでは、遺族厚生年金か特別支給の老齢厚生年金かのいずれか一つを選択受給することになっている。

## 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整

問 35 65歳になる正子さんには「遺族厚生年金90万円」と「老齢厚生年金40万円」の受給権が発生する。遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整について、正しいものを1つ選びなさい。なお、別途、老齢基礎年金70万円が支給される。

- (1) 老齢厚生年金と遺族厚生年金の年金額を比較すると、遺族厚生年金の額が多いので遺族厚生年金の90万円が支給される。
- (2) 老齢厚生年金が優先支給されるので、老齢厚生年金40万円と遺族厚生年金50万円(=遺族厚生年金90万円-老齢厚生年金40万円)の合算額90万円が支給される。
- (3) 遺族厚生年金の60万円(=90万円×

2/3) と老齢厚生年金の20万円 (=40万円×1/2) の合算額80万円が支給される。なお、老齢厚生年金が優先支給されるので、実際の支給内容は老齢厚生年金40万円と遺族厚生年金40万円になる。

正解率 63%

正解 (2)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

65歳からの遺族厚生年金と老齢厚生年金とは全額併給されることはなく、以下の3つの支給額を比較して一番有利(金額の多い)な年金が支給される。

- ①遺族厚生年金と老齢厚生年金の額を比較して、老齢厚生年金の額が多い場合は、老齢厚生年金が支給される。
- ②遺族厚生年金の額が老齢厚生年金よりも多い場合は、老齢厚生年金が優先支給され差額が遺族厚生年金として支給される。
- ③遺族厚生年金の2/3と老齢厚生年金の1/2の合算額は①と②よりも多い場合に支給されるが、この場合も、老齢厚生年金が優先支給され、合算額から老齢厚生年金(1/2にしない額)を差し引いた額が遺族厚生年金として支給される。

**旧厚生年金の「通算老齢年金」の支給額**

**問 36** 亡夫は旧年金の厚生年金の「老齢年金」を受給していた。妻は大正14年生まれで、旧年金の国民年金「老齢年金」と、旧年金の厚生年金「通算老齢年金」を受給していた。妻に遺族厚生年金が支給されると、妻の国民年金は全額支給されるが、旧厚生年金の「通算老齢年金」の支給について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 通算老齢年金は「2分の1」の額が支給停止になる。
- (2) 通算老齢年金の「全額」が支給停止になる。
- (3) 通算老齢年金のうち、「定額部分」の年金だけが支給停止になる。

正解率 40%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

回答のとおり。

**障害年金**

**障害基礎年金と併給できる年金**

**問 37** 65歳から障害基礎年金と併給できる年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金と併給できるが、老齢基礎年金の2分の1が支給停止になる。
- (2) 老齢厚生年金と併給できるが、老齢厚生年金に加算される「子の加算額」は支給停止になる。
- (3) 遺族厚生年金と併給できるが、遺族厚生年金に加算される「経過的寡婦加算」は支給停止になる。

正解率 67%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

▶解説

障害基礎年金と老齢基礎年金や遺族基礎年金、障害基礎年金とは併給できない(いわゆる「一階部分の年金」は併給されることはない)。

## 障害年金の支給概要)

問 38 田中さんは初診日に厚生年金に加入していた。障害年金の請求をすると障害等級は「2級」と認定された。田中さんに支給される障害年金について、誤っているものを1つ選びなさい。田中さんには50歳の妻と25歳の子がいる。

- (1) 障害厚生年金と障害基礎年金が支給される。
- (2) 障害基礎年金には子の加算額が加算される。
- (3) 障害厚生年金には配偶者に対する加給年金が加算される。

正解率 75%

正解 (2)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### ▶解説

田中さんの障害基礎年金には子の加算額は加算されない。子の加算額が支給される条件は「18歳になる年度末までの間にある子(高校を卒業するまでの子)」、または「身障児(障害の程度が1級か2級に該当)は20歳未満である子」がいる場合である。

## 障害等級の改定と障害年金の支給(1)

問 39 前問の田中さんの病状が軽快して、「3級」の障害等級に改定された場合について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金は支給されなくなった。
- (2) 障害厚生年金の配偶者に対する加給年金が加算されなくなった。
- (3) 障害厚生年金は最低保障額の「780,100円」が支給されることになった。

正解率 65%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### ▶解説

- (1) 障害基礎年金には3級障害はない。1級と2級である。
- (2) 3級の障害厚生年金には配偶者に対する加給年金(224,500円)の加算はない。配偶者に対する加給年金は1級、2級の障害厚生年金のみに加算される。
- (3) 3級の障害厚生年金の受給者には、配偶者の加給年金や障害基礎年金が支給されなくなるので、トータル支給額は低額になる。そのため、3級の障害厚生年金に最低保障額が設けられている。最低保障額は「585,100円(≒780,100円×3/4)」である。

## 障害等級の改定と障害年金の支給(2)

問 40 前問の田中さんの病状が悪化して、「1級」の障害等級に改定された場合について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金の年金額は2級の額の1.25倍の増額になった。
- (2) 障害基礎年金の年金額は2級の額の1.25倍の増額になった。
- (3) 障害厚生年金の配偶者に対する加給年金は1.25倍の増額になった。

正解率 67%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### ▶解説

障害年金の額は2級を基準とし、1級は2級の額の1.25倍である。ただし、障害厚生年金に加算される配偶者に対する加給年金や障害基礎年金に加算される子の加算額は1級に改定されても増加されない。2級の額と同額である。

## 特別障害給付金

問 41 特別障害給付金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 特別障害給付金は国民年金に任意加入しなかった期間に、障害になっても障害基礎年金は支給されなかった、その救済措置として新たに創設された給付金である。
- (2) 特別障害給付金には障害の程度により1級、2級があり支給額は障害基礎年金と同額である。
- (3) 本人の所得により、給付制限があり(20歳前の障害基礎年金と同じくみ為準用される)、請求窓口は市区町村役場である。

正解率 54%

正解 (2)

解説

特別障害給付金の支給額は障害基礎年金よりも低額である。2級は月額「41,160円」、1級は2級の1.25倍の「51,450円」である(平成28年度額)。

## 被用者年金の一元化・その他の年金改正

### 被用者年金の一元化以後のしくみ

問 42 被用者年金(厚生年金や共済年金)の一元化施行後(平成27年10月以後)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 一元化施行以後の退職共済年金の支給は日本年金機構から支給される。
- (2) 一元化施行前に退職共済年金に加算されていた「職域加算」は廃止され、一元化後に支給されることはない。その代わりに「年金払い退職給付」が支給される。
- (3) 一元化施行以後に共済年金の組合員(加入者)の名称は、第2号厚生年金被保険者(国共の組合員)、第3号厚生年金被保険者(地共の組合員)、第4号厚生年金被

保険者(私学共済の加入者)と改称された。なお、会社員は第1号厚生年金被保険者となる。

正解率 34%

正解 (3)

解説

- (1) 一元化施行以後の退職共済年金の支給は従来の共済組合(実施機関という)から支給される。
- (2) 一元化施行前に共済年金加入期間が1年以上ある場合は一元化以後も職域加算は支給される。一元化以後の加入期間から「職域加算」が支給されることはない。ただし、職域加算に代わり「年金払い退職給付」が支給されるが、同一の共済組合員である場合は支給停止になる。

## 被用者年金の保険料率

問 43 被用者年金の保険料率について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の保険料率は平成29年9月から「18.3%」に引き上げ、以後はこの率に固定することになっている。
- (2) 公務員共済年金の保険料率は、平成29年9月から「18.3%」になる。
- (3) 私学共済年金の保険料率は平成39年4月から「18.3%」になる。

正解率 19%

正解 (2)

解説

公務員共済年金の保険料率は平成30年9月から「18.3%」になる。

## 異なる被用者年金の加入期間の通算

**問 44** 一元化以後は異なる被用者年金の加入期間を通算して受給権が発生する年金がある。この通算される年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金19年と厚生年金25年の加入期間がある人は、44年加入の「長期加入者の特例」に該当するので、報酬比例部分と同時に定額部分の年金も支給される。
- (2) 厚生年金の加入が1年未満であっても、65歳前に共済年金の受給権が発生したときに、1年未満の厚生年金は支給されることになった。
- (3) 共済年金が15年と厚生年金が5年ある人には、配偶者加給（加給年金）の受給権が発生する。

正解率 27%

正解 (1)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### ▶ 解説

「長期加入者の特例」や「船員期間の支給開始年齢の特例（船員の期間が15年以上ある人は、一般の厚生年金の人よりも年金が早く支給される特例がある）」は、期間通算されることはなく、従来どおり、単独の年金制度の加入期間だけで特例（44年加入）に該当するかを判断する。

## 年金額の端数処理

**問 45** 一元化以後の年金の受給権が発生する場合の年金の端数処理について、誤っているものを1つ選びなさい

- (1) 年金額（年額）の50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は切り上げることになった。例えば、国民年金の保険料を35年納付した人の65歳時の老齢基礎年金は682,588

円（780,100円 × 35年/40年 = 682,587.5円）とする。

- (2) 満額の老齢基礎年金や加給年金、中高齢寡婦加算、障害年金3級の最低保障額は、法定された額であり、端数処理の適用はない。
- (3) 支払い額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。切り捨てた端数が支給されることはない。

正解率 47%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### ▶ 解説

支払い額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。切り捨てた端数の合計額は2月期の支払い額に加算して支給が行われる。

## 一元化以後の遺族年金

**問 46** 一元化以後に死亡した場合の遺族年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金の夫が死亡したとき、遺族は子のいない妻と母親であった。妻が再婚すると同居していた母親に遺族共済年金が支給される。これを受給権の転給という。厚生年金の夫が死亡したときも、転給のしくみが適用されることになった。
- (2) 共済年金加入中に夫が死亡したとき、遺族年金の支給にあたっては一定期間の保険料を納付していることが必要となった。
- (3) 共済年金に20年と厚生年金に15年加入していた夫が死亡したとき、遺族年金はそれぞれの実施機関から支給される。ただし、中高齢寡婦加算（または、経過的寡婦加算）の支給については、加入期間の長い共済年金から支給される。

正解率 42%

正解 (1)

▶解説

遺族共済年金には転給制度があったが、一元化以後は転給のしくみは廃止された。

### 一元化以後の障害年金

問 47 一元化以後に障害になった場合の障害年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 共済年金加入中に障害になったとき、障害年金の支給にあたっては一定期間の保険料を納付していること必要となった。
- (2) 一元化前に共済年金の加入期間が1年以上あるので、一元化以後に初診日がある障害共済年金には職域加算が加算される。
- (3) 「事後重症の障害年金」を請求した。この障害年金は初診日に加入していた年金制度（実施機関）から支給される。

正解率 55%

正解 (2)

▶解説

一元化以後に初診日がある障害共済年金に職域加算は加算されない（一元化前に初診日がある障害共済年金には職域加算が加算される。なお一元化以後の年金の名称は、障害厚生年金、経過措置による職域部分と改称されたが、支給元と支給額に変わりはない）。

### 一元化以後の在職老齢年金

問 48 一元化以後の65歳未満の在職老齢年金のしくみについて、誤っているものを

1つ選びなさい。

- (1) 共済年金から厚生年金に転職した人の共済年金の在職支給停止額は、基準額「47万円」を使用して計算する。
- (2) 厚生年金から共済年金に転職した人の厚生年金は在職老齢年金のしくみが適用されることになり、在職支給停止額の計算に使用する基準額は「28万円」である。
- (3) 一元化前に被用者年金の受給権がある人が引き続いて在職している場合は、改正に伴い大幅な在職停止額が発生するケースがあるために、既得権を尊重し激減緩和（激変緩和）措置が設けられている。

正解率 67%

正解 (1)

▶解説

共済年金から厚生年金に転職した人の共済年金の在職停止額の計算に使用する基準額は「47万円」から「28万円」に変わった。

### 一元化以後の年金請求手続き先

問 49 複数の被用者年金制度に加入していた人の一元化以後の年金請求手続き先について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢年金の年金請求窓口は、年金事務所でも共済組合（実施機関）でも受け付けることができる。
- (2) 障害年金の請求は初診日に加入していた年金制度を担当する実施機関に請求する。
- (3) 遺族年金の請求は、死亡したときに属していた共済年金の実施機関に限り、請求することができる。

正解率 44%

正解 (3)

▶解説

遺族の年金の年金請求窓口は、年金事務所でも共済組合（実施機関）でも受け付けることができる。

## その他の年金改正

問 50 夫が退職したことにより、妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更になった。しかし、変更の手続きを怠り6年間は第3号被保険者のままであった。このケースについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 種別変更の手続きが2年以上遅れているため、2年より前の期間については「特定期間該当届」を提出することにより、「カラ期間」になる。
- (2) 60歳以上の人は「50歳以上60歳未満の期間」、60歳未満の人では「過去10年以内の期間」に限り国民年金の保険料を納付することができる（特例追納）。ただし、納付期限は平成30年3月までである。
- (3) 特例追納をしなかった場合は、平成30年4月から老齢基礎年金が減額されるが、受給していた額の80%は保障される。

正解率 44%

正解 (3)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### ▶解説

平成30年4月からは受給中の老齢基礎年金は減額されるが、受給していた老齢基礎年金の額の90%は保障される。

## 正解番号一覧表

| 問題番号 | 正解番号 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1    | 3    | 11   | 1    | 21   | 2    | 31   | 2    | 41   | 2    |
| 2    | 2    | 12   | 2    | 22   | 3    | 32   | 3    | 42   | 3    |
| 3    | 1    | 13   | 1    | 23   | 3    | 33   | 2    | 43   | 2    |
| 4    | 1    | 14   | 2    | 24   | 3    | 34   | 2    | 44   | 1    |
| 5    | 3    | 15   | 1    | 25   | 3    | 35   | 2    | 45   | 3    |
| 6    | 3    | 16   | 3    | 26   | 1    | 36   | 1    | 46   | 1    |
| 7    | 1    | 17   | 2    | 27   | 1    | 37   | 1    | 47   | 2    |
| 8    | 2    | 18   | 2    | 28   | 2    | 38   | 2    | 48   | 1    |
| 9    | 2    | 19   | 3    | 29   | 2    | 39   | 3    | 49   | 3    |
| 10   | 3    | 20   | 3    | 30   | 1    | 40   | 3    | 50   | 3    |

第 40 回信用事業業務検定試験

試験問題と解説

頒価 525 円  
(税込)

平成 29 年 8 月 第 1 版発行

編集・発行 株式会社  
農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル6F  
TEL 03(3217)3071  
(通信検定部ダイヤルイン)

禁無断転載  
落丁・乱丁本はお取り換えします

